平成３１年度
償却資産（固定資産税）申告の手引き

申告期限　平成３１年１月３１日（木）

償却資産を所有されている方は、地方税法第３８３条の規定により毎年１月１日現在の資産の状況を１月３１日までに申告しなければなりません。

本資料をご参照の上、申告書を提出してください。

なお、申告期限間近になると窓口が混雑しますので、お早めに提出していただきますようお願いします。

※　申告書の用紙は複写式ではありませんので、申告書（控え）の返送を希望される方は、返信用切手・封筒を必ず同封してください。

※　該当資産のない方、資産の増減のない方、休業、廃業の場合も申告書の提出をお願いします。

※　記載についてご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせください。

≪ご注意≫

○正当な理由がなく申告しなかった場合、１０万円以下の過料が科されます。

（地方税法第３８６条及び稚内市税条例第６６条）

○虚偽の申告をされた場合、罰金等が科されます。（地方税法第３５８条）

〒097-8686
北海道稚内市中央３丁目 13 番 15 号
稚内市役所　総務部税務課資産税グループ
【代表】0162（23）6161
【直通】0162（23）6393
【FAX】0162（29）2078

償　却　資　産　の　あ　ら　ま　し

償却資産とは

固定資産税である償却資産とは、土地、家屋以外の事業用の有形固定資産をいいます。

会社や個人で工場や商店などを経営されている方が、その事業のために用いることができる構築物・機械・器具・備品等のことです。

《例》　事業用に用いているパソコン　⇒　課税の対象となります

　　家庭用に用いているパソコン　⇒　課税の対象とはなりません

申告していただく方は

平成３１年１月１日現在、当市に家屋及び土地以外の事業の用に供することのできる資産を所有している個人又は法人。また、次の方も申告が必要となります。

⑴　償却資産を他に賃貸（当市で稼働）している方

⑵　割賦販売や譲渡条件付リースの場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方

⑶　償却資産を共有されている方（各々持分に応じて申告されるのではなく、共有者全員の連名で申告していただくことになります。）

⑷　免税点未満で課税されていない方、又は**該当資産がない方**（申告書の備考欄に「該当資産無し」と記入して提出してください。）

⑸　廃業、解散、休業、移転等の場合（申告書の備考欄にその旨を記入して提出してください。）

申告の対象となる資産は

平成３１年１月１日現在、事業の用に供することができる資産で、次に該当するものについて申告してください。

⑴　土地及び家屋以外の有形の固定資産で、**所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産**

①　**建設仮勘定**で経理されている資産であっても、その一部または全部が事業の用に供することができる資産

②　**決算期以後に取得された資産**でまだ固定資産勘定に計上されていない資産

③　**簿外資産**（会社等の帳簿には記載されていない資産）

④　**償却済み資産**（減価償却が終わり、残存価額で帳簿に計上されている資産）

⑤　**遊休資産**（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産）

⑥　**未稼働資産**（既に完成しているが、まだ稼動していない資産）

⑦　**借用資産（リース資産）**であっても契約内容が**割賦販売**と同様である資産

⑧　**改良費**（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います）

⑵　賃借人の方が自費で当該家屋に取り付けた内装・造作・建築設備等（家屋として評価しているものは除く）のうち、事業の用に供されている資産（賃借人に対して賦課されます）。（地方税法第 343 条第９項、稚内市税条例第 45 条 7）

＜別表１＞ 資産の一例

◎　資産の種類にしたがって分類すると、次のようになります。

資　産　の　種　類		資　産　の　名　称　例
１	構　　築　　物	橋、広告設備、鉄塔、路面舗装、門、扉、その他土地に定着する土木設備、内部造作設備などの建物付属設備など
２	機械及び装置	生産設備、加工設備、修理設備、印刷設備、搬送設備、など
３	船　　舶	漁船、磯船、ひき船、作業船など
４	航　　空　　機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
５	車両及び運搬具	大型特殊自動車（農耕用も含む）
６	工具・器具及び備品	測定工具、検定工具、机・椅子類、陳列ケース、テレビ、ビデオ、カラオケ、冷蔵庫、ピアノ、寝具類、パソコン、魚網、複写機、自動販売機、容器類、金庫、理美容機器、医療機器、娯楽・スポーツ器具など

◎　業種別に例示すると、次のようになります。

業　　種	資　産　の　名　称　例
共　通	パソコン、コピー機、テレビ、エアコン、LAN 設備、舗装路面、キャビネット、内装・内部造作等、応接セット、自動販売機、看板、その他
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、その他
建設業	ブルドーザー、タイヤショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く）、大型特殊自動車、発電機、その他
小売業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機・冷蔵機つき)、自動販売機、冷蔵庫、レジスター、その他
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、サインポール、ハサミ、その他
ｶﾞｿﾘﾝｽﾀﾝﾄﾞ	ガソリン計量器、洗車機、構内舗装、独立キャノピー、その他
農　業	レーキ、スノーブロアー、堆肥舎、テッター、パイプラインミルカー マニュアスプレッダー、モアコンディショナー、ロールベーラー、その他
漁　業	船舶、機関換装、レーダー、ＧＰＳ、無線機、自動操舵、プロッター、船外機、網洗機、冷凍庫、漁具（漁網・八尺・マンガン他）、その他

⑶　原則、耐用年数 1 年以上で取得価格が 10 万円以上（取得時期等によって 20 万円以上）の資産。ただし、耐用年数が 1 年未満または 10 万円未満(少額資産)であっても**個別償却するものは固定資産税の課税対象**となります。詳細は別表２のとおりです。

＜別表２＞

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個　人	１０万円未満	必要経費	申告対象外
	１０万円以上 ２０万円未満	３年間一括償却	申告対象外
		減価償却	**申告対象**
	２０万円以上	**減価償却**	**申告対象**
法　人	１０万円未満	損金算入	申告対象外
		３年間一括償却	申告対象外
		減価償却	**申告対象**
	１０万円以上 ２０万円未満	３年間一括償却	申告対象外
		減価償却	**申告対象**
	２０万円以上	**減価償却**	**申告対象**

※　租税特別措置法の規定により、中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産の全額を損金算入した場合でも、固定資産税の申告対象となります。

※　法人税上の圧縮記帳ならびに租税特別措置法に基づく特別償却、割増償却は固定資産税上認められておりませんので、定率法による普通償却によって計算した額が課税されます。

大型特殊自動車について

フォークリフト、ブルドーザー、ショベルローダー等の大型特殊自動車（陸運局への登録の有無に関わらず）は償却資産に該当します。大型特殊自動車とは、分類番号が「0、00～09 及び 000～099」、「9、90～99 及び 900～999」の車両です。（自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除く）

（注）大型特殊自動車と小型特殊自動車（軽自動車税の課税対象）の区別については次に掲げる用件の１つでも満たす場合は、大型特殊自動車（固定資産税となります。）

① 自動車の長さが 4.7mを超えるもの
② 自動車の幅が 1.7mを超えるもの
③ 自動車の高さが 2.8mを超えるもの
④ 最高速度が毎時 15 キロメートルより速いもの

リース資産について

一般にリース資産は、その資産の所有者（リース会社）が申告することになりますが、リース契約の内容により取扱いが変わります。

◎〔一般的な賃貸借契約〕

リース期間終了後、資産が貸主（リース会社）に返還される内容であれば、**貸主**（リース会社）が申告することになります。

◎〔所有権留保付割賦販売契約〕

リース期間中、資産の所有権を貸主（リース会社）にとどめておき、リース期間終了後、借主に所有権が移転するときには、地方税法第 342 条の規定により貸主と借主の共有資産とみなされます。この場合社会通念上、**借主**に申告していただきます。

家屋（建物）と償却資産との区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備などの建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらの資産を次のとおり家屋（建物）と償却資産に区分して評価していますので、申告の際はご注意ください。

⑴　家屋と設備等の所有者が同じ場合

家屋と設備の所有者が同一の場合、次のものは償却資産として評価することになります。

①　構造的に家屋（建物）と一体になっていないもの

例）屋外給水塔、独立煙突、簡単に取り外して移動ができるもの

②　独立した機械・装置としての性格の強いもの

例）受変電設備、中央監視制御装置、エアコンなど

③　工場などで特定の生産業務の用に供されるもの

例）動力源となる電気設備、ガス設備など

④　顧客の求めに応じるサービス設備としての性格が強いもの

例）飲食店・病院などの厨房設備など

⑵　家屋と設備等の所有者が異なる場合

家屋の所有者と異なる（賃借人）が、貸しビル・貸し店舗等に施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。

《一般的な区分の例示》

設備の種類		償却資産の対象となる資産	家屋の対象となる資産
電気設備	電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライトなど	屋内一般照明器具など
	中央監視制御装置	中央監視制御装置一式	
	配線設備	生産事業用機器の動力配線一式、屋外電灯配線など	屋内電灯配線など
	変電設備	変圧器、配電盤、キュービクルなど	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機など	
給排水設備		屋外給排水設備、特定の生産又は業務用給排水設備など	屋内給排水設備など
給湯設備		局所式給湯設備（湯沸器など）	中央式給湯設備など
衛生厨房設備		洗濯機、脱水機、炊飯器など	洗面器、大小便器など
ガス設備		屋外ガス設備など	屋内配管など
消火設備		ホース、ノズル、消火器など	消火栓設備など
空調設備		生産事業用空調設備、エアコンなど	ダクト設備、換気設備など
運搬設備		ベルトコンベア、クレーンなど	エレベーター設備など
通信放送設備		電話設備、交換機など	屋内配線など
その他		簡易間仕切り、文字看板、袖看板、広告塔、カーテンなど	家屋と一体となっているもの

（注）一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例によらない場合もあります。

申告の対象から除かれるものは

⑴　無形固定資産（漁業権、営業権、ソフトウェア等）
⑵　自動車、原動機付自転車、小型フォークリフトのように自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの。（**小型特殊自動車は軽自動車税**に該当します）
⑶　繰延資産（開業費、下水道受益者負担金等）
⑷　生物（観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物は除く）

取得価額の消費税の取り扱いについて

償却資産の取得価格については原則として国税の取扱いと同様となります。

税込経理方式　⇨　取得価格に含める
税抜経理方式　⇨　取得価格に含めない

免税点について

課税標準額（特例が無い限り価額と同じ）の合計が、**１５０万円未満**の場合は課税されません。ただし、**１５０万円未満と判断される場合でも申告していただきます。**

評価方法について

償却資産の評価額（価額）は、次により求めます。

⑴　償却資産の償却方法は、**定率法**により求めます。
⑵　**評価の最低限度額（残価）は、取得価額の 100 分の５**に相当する額です。
⑶　評価額（価額）の算出についての前年中に取得された償却資産の評価は、半年償却（別表２　Ａ欄の減価残存率）を用いて算定します。

●前年中に取得された償却資産の評価

〔算式〕評価額（価額）＝取得価額×減価残存率（Ａ欄）

●前年前に取得された償却資産の評価

〔算式〕評価額（価額）＝前年度の評価額（価額）×減価残存率（Ｂ欄）

（例）

資産の名称	取得年月	取得価格	耐用年数	減価残存率
冷凍機付陳列ケース	平成 29 年 5 月	800,000 円	6 年	0.840(Ａ欄) 0.681(Ｂ欄)
アスファルト舗装	平成 30 年 10 月	1,500,000 円	10 年	0.897(Ａ欄)

年　度	資産の名称	評　　価　　額
平成 30 年度 （参考）	冷凍機付陳列ケース	800,000 円 × 0.840 ＝　672,000 円
平成 31 年度	**冷凍機付陳列ケース**	672,000 円 × 0.681 ＝　457,632 円 **（平成 31 年度評価額）**
	アスファルト舗装	1,500,000 円 × 0.897 ＝ 1,345,500 円 **（平成 31 年度評価額）**

＜別表３＞ 減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	－A欄－ 前年中取得の物	－B欄－ 前年前取得の物		－A欄－ 前年中取得の物	－B欄－ 前年前取得の物		－A欄－ 前年中取得の物	－B欄－ 前年前取得の物
			21	0.948	0.896	41	0.972	0.945
2	0.658	0.316	22	0.950	0.901	42	0.973	0.947
3	0.732	0.464	23	0.952	0.905	43	0.974	0.948
4	0.781	0.562	24	0.954	0.908	44	0.974	0.949
5	0.815	0.631	25	0.956	0.912	45	0.975	0.950
6	0.840	0.681	26	0.957	0.915	46	0.975	0.951
7	0.860	0.720	27	0.959	0.918	47	0.976	0.952
8	0.875	0.750	28	0.960	0.921	48	0.976	0.953
9	0.887	0.774	29	0.962	0.924	49	0.977	0.954
10	0.897	0.794	30	0.963	0.926	50	0.977	0.955
11	0.905	0.811	31	0.964	0.928	51	0.978	0.956
12	0.912	0.825	32	0.965	0.931	52	0.978	0.957
13	0.919	0.838	33	0.966	0.933	53	0.978	0.957
14	0.924	0.848	34	0.967	0.934	54	0.979	0.958
15	0.929	0.858	35	0.968	0.936	55	0.979	0.959
16	0.933	0.866	36	0.969	0.938	56	0.980	0.960
17	0.936	0.873	37	0.970	0.940	57	0.980	0.960
18	0.940	0.880	38	0.970	0.941	58	0.980	0.961
19	0.943	0.886	39	0.971	0.943	59	0.981	0.962
20	0.945	0.891	40	0.972	0.944	60	0.981	0.962

実地調査等のご協力のお願い

償却資産の申告が適正に行われているかを確認の調査のため，法人税（所得税）申告書類や決算書類等の関係帳簿（減価償却資産明細書（固定資産台帳），確定申告書（控）、貸借対照表等）の開示又は写しの提出を求める場合がありますので，ご協力をよろしくお願いします。（地方税法第 353 条）

また，調査の結果，誤り・過不足等がある場合は，修正分の申告をお願いすることがあります。その場合には，資産の取得・除却年次に応じて過年度分についても遡及して税額の変更をすることがありますので，あらかじめご了承ください。

≪納税には、便利な口座振替をご利用ください。≫

口座振替（自動振込）は、各納期の納期限日にご指定の預貯金口座から自動的に振替ができます。口座振替をご利用されますと、納期ごとに金融機関（郵便局）へ出向いていただく必要がなく、納め忘れの心配もありません。一度手続きされますと、翌年度以降も自動継続されます。

〒097-8686　稚内市中央３丁目 13 番 15 号
稚内市役所税務課管理グループ
電話　0162-23-6161（内線 231）
0162-23-6394（直通）

固定資産税（償却資産）の申告等について
エルタックスでの提出も可能です

稚内市では、インターネットを利用した市税の電子申告システム「ｅＬＴＡＸ（エルタックス）」のサービスをご利用できます。これにより、償却資産の全資産や修正などの申告が郵送での提出だけではなく、インターネットを利用し提出することできます。

なお、エルタックスのサービスを利用するには、事前にパソコン環境の準備や利用者ＩＤの取得、必要に応じて電子証明書の取得など所定の手続きが必要です。手続きや操作などの詳しくは、エルタックスを運用している「（社）地方税電子化協議会」へお問い合わせください。

■利用時間
月～金曜日の午前８時３０分～午後９時
※祝日や、１２月２９日～１月３日の年末年始は利用できません。

■問合先
◎エルタックスについては…
（社）地方税電子化協議会（http://www.eltax.jp/）
℡０５７０－０８１４５９（一般電話用）
℡０３－５３３９－６７０１（ＩＰ電話用）
◎申告については…
固定資産税（償却資産）担当　税務課資産税グループ
（℡０１６２－２３－６３９３）

〒097-8686

北道稚内市中央３丁目 13 番 15 号

稚内市役所総務部
税務課資産税グループ　行

このラベルを切り取って、申告書送付の際、封筒に貼付し、ご利用ください。